

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業

Q & A 編（平成29年1月13日版）



鹿児島市食育推進キャラクター

（注意）

このQ&Aは、これまでの質問について、現時点での鹿児島市の考え方を示すものです。

国の通知等により修正や変更をする場合がありますので、ご了承ください。

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
1	指定関係	総合事業のみなし指定事業所が新たに基準緩和型サービス（生活支援型、運動型、ミニデイ型）に参入する場合は、指定申請が必要か？	基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護サービス、ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス）については、みなし指定の有無に関わらず、全て新規指定の手続きが必要です。	11/15
2	指定関係	鹿児島市外の事業所が鹿児島市の被保険者に基準緩和型サービスを提供する場合は、鹿児島市の指定申請が必要か？	鹿児島市外の事業所が鹿児島市の被保険者に基準緩和型サービスを提供する場合は、鹿児島市への指定申請が必要です。	11/15
3	指定関係	現在、半日程度のデイサービスを行っている介護予防通所介護事業所は、現行相当サービスの予防型通所サービスに移行できるのか？もしくは、サービス提供時間によって、ミニデイ型サービス事業所に移行することになるのか？	介護予防通所介護事業所において、現行相当サービスや基準緩和型サービスそれぞれの人員基準や設備基準、運営基準等を踏まえて、各事業所で予防型通所介護サービスを行うか、ミニデイ型通所介護サービスを行うかの判断をしていただくこととなります。	11/15
4	指定関係	総合事業の指定事業所は、法人でなければならないか？	指定を受けるには、法人格を有する必要があります。	11/15
5	指定関係	社会福祉法改正に伴う定款変更と一緒に総合事業の追加変更も行っていいか？	総合事業を行うにあたっては、その旨が定款に記載されていれば、構いません。ただし、具体的手続きについては、各所管官庁にご確認ください。	11/15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
6	指定関係	現在、介護予防訪問介護を運営しているが、現行相当の予防型訪問介護事業を廃止し、基準緩和型サービスの生活支援型訪問介護のみの事業を行ってもよいか？	介護予防訪問介護の廃止手続と生活支援型訪問介護の指定申請の手続を行えば可能です。	12/9
7	指定関係	現在みなし指定事業所であり、ミニデイ型通所介護サービスを申請したいと考えているが、指定申請に伴い定款変更は平成30年3月末まででよいか？もしくは、申請までに定款変更が必要か？	現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。また、基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。（※【指定手続編】：P4・5を修正しましたので、ご確認ください）	12/9
8	指定関係	運動型通所介護サービスの実施主体が、「はつらつ元気づくり教室事業所等」となっているが、一般的な指定事業所は対象ではないということか？	運動型通所介護サービスに限らず、指定事業者で行うサービスにおいては、それぞれの指定基準を満たせば、サービス提供は可能です。	1/13
9	人員基準	生活支援型訪問介護サービスの人員基準のサービス提供責任者は、兼務ができるか？	生活支援型訪問介護サービスとしては、サービス提供に支障がなければ兼務は可能です。ただし、グループホーム等のように、そもそも兼務ができないケースもありますので、各所管官庁にご確認ください。	11/15
10	人員基準	通所型サービスAで看護師を介護職員とみなしてよいか？	サービス提供に支障がなければ、看護師が介護職員を兼務することは可能です。	11/15
11	人員基準	通所型サービスAを接骨院やマッサージ院と同敷地内で行う際に、従事者（管理者、介護職員、機能訓練指導員）の兼務は可能か？	管理者においては、サービス提供に支障がなければ兼務は可能ですが、介護職員や機能訓練指導員として、サービスを提供している時間帯においては、接骨院等の業務に従事することはできません。なお、接骨院等の従事者の規定に関しては、各所管官庁にご確認ください。	11/15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
12	人員基準	運動型サービスの介護職員は、有資格者でなければならないか？	運動型通所介護サービスの介護職員は、特に資格は必要ありません。	11/15
13	人員基準	運動型サービスの機能訓練指導員の人員は、1人以上となっているが、他の職務との兼務は出来るか？	サービス提供に支障がなければ、同一単位内での兼務は可能ですが、サービス提供時間帯において、機能訓練指導員又は健康運動指導士が1人以上従事しなければなりません。	11/15
14	人員基準	口腔改善プログラムの従事者として、「言語聴覚士」は該当しますか？	市歯科医師会への委託を予定しており、従事者は歯科医師、歯科衛生士を想定しています。	11/15
15	人員基準	運動型通所介護サービスの機能訓練指導員の資格要件は？	本市の運動型通所介護サービスにおける機能訓練指導員は、「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「看護職員（准看護師も含む）」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」「健康運動指導士」のいずれかの資格を有する方になります。	12/9
16	人員基準	運動型通所介護サービスの管理者になれる要件はあるか？	運動型通所介護サービスの管理者は、特に資格は必要ありません。	12/9
17	人員基準	運動型通所介護サービスの管理者は、他の運動型通所介護サービスに必要な職種と兼務することは可能か？それとも、事業が行われている時間（2時間）専従でないといけないのか？また、運動型通所介護サービスを複数の事業所で行う場合、1人の管理者で兼務できるか？	サービス提供に支障がない場合、管理者は、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事することは可能です。	12/9

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
18	人員基準	運動型通所介護サービスにおける介護職員・機能訓練指導員の専従の考え方は？	サービス提供時間帯を通じて常に専ら従事する人員の必要数を確保することが必要です。	12/9
19	人員基準	運動型通所介護サービスの人員基準で、利用者が6名～15名の場合、介護職員が専従2名必要とあるが、看護職員1名と機能訓練指導員1名の計2名が実施時間の2時間専従でサービス提供する場合、問題ないか？	サービス提供に支障がない場合、看護職員と機能訓練指導員がそれぞれ介護職員を兼務することは可能ですが、サービス提供時間帯を通じて常に専ら従事（2時間）しなければなりません。	12/9
20	人員基準	ミニデイ型通所介護サービスの介護従事者の要件で、社会福祉士は介護職員初任者研修修了者等に含まれるか？	ミニデイ型通所介護サービスの従業者は、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市の指定する研修修了者である必要がありますが、社会福祉士はこれらには該当いたしません。	12/9
21	運営基準	通所型サービスにおいて、近隣で歩いて来られる場合は、送迎減算になるか？また、ミニデイ型通所介護サービス及び運動型通所介護サービスの提供にあたり、利用者の送迎は必須なのか？	指定事業所における通所型サービスにおいては、送迎を行わないことによる減算はありません。ただし、ミニデイ型通所介護サービス及び運動型通所介護サービスは、通所介護や介護予防通所介護と同様に、送迎を含んだサービスとして単価を設定しているため、予防型通所介護サービスと同様に希望される利用者に対しては、適切に送迎サービス（徒歩による送迎も含む）を提供する必要があります。	11/15
22	運営基準	ミニデイ型通所介護サービス及び運動型通所介護サービスの提供にあたり、入浴を提供しても差し支えないか？	ミニデイ型通所介護サービスにおいては、入浴は、サービス単価に含まれていることから提供することは可能となっております。また、運動型通所介護サービスにつきましては、入浴を含まないサービスとして想定しています。	10/20

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
23	運営基準	運動型サービスにおいて、当施設には温泉があるが、運動後に温泉を無料で提供してもいいか？	運動型通所介護サービスは、入浴を含まないサービスとして想定していますが、サービス終了後に希望者に対して無料で入浴を提供することについては、関係法令等を遵守するとともに、入浴を希望しない利用者の送迎時間に影響を及ぼすことのないようにしてください。なお、詳細は、各所管官庁にご確認ください。	11/15
24	運営基準	ミニデイ型通所介護サービス及び運動型通所介護サービスの提供にあたり、食事を提供しても差し支えないか？	ミニデイ型通所介護サービスについては、食事の提供を含まない短時間のサービスを想定しているところですが、おやつあるいは食事の提供を別途契約において提供することは差し支えありません。なお、その際の食事の実費相当分については、事前に利用者へ説明・合意の上、文書等で定めることが望ましいと考えております。 一方、運動型通所介護サービスにおいては、食事の提供は想定しておりません。	10/20
25	運営基準	新たに設けられる訪問型及び通所型サービスA（基準緩和型サービス）の提供時間はどのようになるのか？	サービスAの提供時間については、次のとおり想定しております。 生活支援型訪問介護サービス …… 1回あたり60分程度 ミニデイ型通所介護サービス …… 1回あたり3時間程度 運動型通所介護サービス …… 1回あたり2時間程度 なお、現行相当サービスについては、これまでと同様、利用者の状態、状況に応じ適切に判断してください。	10/20
26	運営基準	運動型サービスを利用する事業対象者も契約書や重要事項説明書が必要か？	事業対象者の方も必要です。	11/15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
27	運営基準	運動型通所介護サービスの具体的な手引きはあるか？	現在、運動型通所介護サービスにあたっての具体的な手引き（案）を検討しており、後日改めて示す予定です。	11/15
28	運営基準	運動型通所介護サービスに関する手引きの提示はいつ頃になるか？また、運動機材が必須なのか、もしくは、健康教室などで実施される体操のレベルでも大丈夫なのか？	運動型通所介護サービスに関する手引きについては、現在作成中ですが、運動機材は必須ではなく、自宅でも実施できるように、椅子などを使用した屋内で出来る運動や認知機能低下を予防するためのコグニサイズ等の運動を中心に検討しております。なお、手引きの詳細は、1月下旬頃に示す予定です。	1/13
29	運営基準	同一フロア内で運動型サービスとサービス内容やプログラムを別にするメディカルフィットネス等を行うことは可能か？	他のサービスと同一場所で提供する場合、パーティション等により仕切るなど部屋を区切って実施してください。	11/15
30	運営基準	要支援者と事業対象者には、取り組むことができる運動プログラムに差があると思われるが、事業所側が受け入れを判断することは可能か？	利用者のサービス選択にあたっては、ケアマネジャー（地域包括支援センター）が本人等との面接によりアセスメント（課題分析）を行う際に、利用者本人やその家族の意向を踏まえながら専門的な視点から判断していくことになります。なお、サービス事業者は、運営に関する基準により正当な理由なくサービスの提供を拒むことはできません。	11/15
31	運営基準	通所サービス（ミニデイ型・運動型も含む）において、これまで通り自宅以外への送迎やデイサービス利用中に自己都合の用事のための外出は出来ないものと考えていいか？	これまで通りの取扱いと同様です。	11/15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
32	運営基準	通所介護と運動型通所介護サービスを一体的に実施する場合、部屋と人員基準を区分できれば、定員が32名/日の通所介護と定員10名/日の運動型通所介護サービスを同時提供して、計42名/日の受入をしてもいいか？	サービス提供場所と人員を区分でき、かつ、それぞれの基準を満たしていれば、受入は可能です。 (※【Q&A編】Q42もご参照ください。)	12/9
33	運営基準	特定施設入居者生活介護の施設入所者で要支援1または要支援2の方は、該当すれば介護予防・日常生活支援総合事業に参加は出来るのか？	介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている入所者は、入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を包括的に提供されていることから、指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業の併用は出来ません。	12/9
34	運営基準	ミニデイ型通所介護サービスは1回当たり3時間程度のサービス提供を想定しているが、これは、長時間の提供は行ってはならないということか？	サービス提供時間は1回あたり3時間程度を想定しておりますが、これ以上のサービス提供を制限するものではありません。なお、3時間程度を超えるサービスを希望しない利用者の送迎時間に影響を及ぼすことのないようにしてください。	12/9
35	人員基準 運営基準	ミニデイ型通所介護サービスで想定されている3時間のサービスを午前、午後で2回転あるいは3回転させることは可能か？また、事業対象者に対するサービス実施を特定の曜日に固定して実施することは可能か？なお、その際の、人員配置等基準上の留意事項があるか？	1日で複数の単位に対してサービスを提供することは可能ですが、サービス提供は単位ごとに行いますので、それぞれ基準を満たしている必要があります。また、サービスを提供する日時は事業所で定めるものですので、特定の曜日でも構いません。 (単位とは：ミニデイ型通所介護サービスの提供が1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)	12/9

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
36	設備基準	通所型サービスAの設備の基準では、利用者の静養に必要な場所及び従業者の事務に必要な場所を有することとされているが、これは必ずしも「静養室」、「事務室」といった専用の部屋でなくてもよいということか？	<p>利用者の具合が悪くなった場合を想定した静養できるスペースの確保及び、従業者の書類記載等の事務を行うスペースを確保しておく必要があることを規定したものであり、必ずしも「静養室」「事務室」である必要はありません。</p> <p>なお、サービスを提供する場所と同じスペースに設ける場合は、サービスを提供するために必要な面積（3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上）とは別に確保する必要があります。</p>	10/20
37	設備基準	ミニデイ型や運動型における開催場所として、現在の介護施設等ではなく、地域の公民館や交流室などの施設を利用して、要件を満たせばよいのか？	サービス提供場所は、自己所有か、所有者との貸借契約が必要であり、設備基準等も満たす必要があります。	11/15
38	設備基準	運動型通所介護サービスの設備条件で「サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上）とあるが、定員は各施設で決定するのか？または、「利用者5人以下」、「利用者6人以上15人以下」「利用者16人以上25人以下」のいずれかを選択し、それぞれ定員は、5人、15人、25人となるのか？	利用定員は、事業所の面積や配置人員等に応じ、各施設において25人以下の任意の数に設定してください。	12/9

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
39	設備基準	運動型通所介護サービスにおいて、施設での受け入れ可能人数が例えば9人であった場合、「利用者6人以上15人以下」の枠となるが、サービス提供に必要な場所については、定員15人×3㎡=45㎡以上のスペースが必要となるのか？	利用定員9人の場合、人員基準は利用者6人以上15人以下に該当し、専従2人以上の介護職員が必要になりますが、面積基準は9人×3㎡=27㎡以上となります。	12/9
40	設備基準	運動型通所介護サービスの療養室・相談室・事務室の面積基準はあるのか？	運動型通所介護サービスの設備基準として、相談室は必要ではありませんが、静養・事務を行うための場所が必要です。面積基準はありませんが、その機能を果たすために必要な面積を確保してください。	12/9
41	設備基準	運動型通所介護サービスを老人保健施設に併設する場合、併設施設の相談室・事務室の併用は可能か？	相談室・事務室の併用自体は可能と考えますが、老人保健施設の配置が変わる場合は、変更認可申請が必要になる場合がありますので、個別にお問い合わせください。	12/9

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日																																										
42	設備基準 人員基準	介護保険サービスと総合事業を一体的に実施した場合の人員基準・設備基準等の考え方はどのようになるのか？	<p>下表を参照してください。</p> <table border="1" data-bbox="931 316 1906 711"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="3">新しい総合事業</th> </tr> <tr> <th></th> <th>通所介護</th> <th>介護予防 通所介護</th> <th>予防型 通所介護 サービス</th> <th>ミニデイ型 通所介護 サービス</th> <th>運動型 通所介護 サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一場所での同時提供</td> <td colspan="3">これらのサービス間では可能</td> <td colspan="2">※</td> </tr> <tr> <td>食堂及び機能訓練室の必要面積</td> <td colspan="3">これらのサービスの同時最大定員×3㎡</td> <td colspan="2">他と区分</td> </tr> <tr> <td>提供にあたる職員の区分</td> <td colspan="3">これらのサービス間では区分しない</td> <td colspan="2">他と区分</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td colspan="3">これらのサービス間では区分しない</td> <td colspan="2">他と区分</td> </tr> <tr> <td>人員基準</td> <td colspan="3">これらのサービス間では区分しない</td> <td colspan="2">他と区分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運動型通所介護サービスを他のサービスと同一場所で提供する場合、パーティション等により仕切るなど部屋を区切って実施する必要があります。</p>				新しい総合事業				通所介護	介護予防 通所介護	予防型 通所介護 サービス	ミニデイ型 通所介護 サービス	運動型 通所介護 サービス	同一場所での同時提供	これらのサービス間では可能			※		食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員×3㎡			他と区分		提供にあたる職員の区分	これらのサービス間では区分しない			他と区分		利用定員	これらのサービス間では区分しない			他と区分		人員基準	これらのサービス間では区分しない			他と区分		10/20
			新しい総合事業																																											
	通所介護	介護予防 通所介護	予防型 通所介護 サービス	ミニデイ型 通所介護 サービス	運動型 通所介護 サービス																																									
同一場所での同時提供	これらのサービス間では可能			※																																										
食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員×3㎡			他と区分																																										
提供にあたる職員の区分	これらのサービス間では区分しない			他と区分																																										
利用定員	これらのサービス間では区分しない			他と区分																																										
人員基準	これらのサービス間では区分しない			他と区分																																										
43	ケアマネジメント	ミニデイ型や運動型への移行の判断基準は何か？また、利用期間や回数など判断するための基準はあるのか？	利用するサービスの種類や期間等は、ケアマネジャー（地域包括支援センター）が本人等との面接によりアセスメント（課題分析）を行う際に、利用者本人やその家族の意向を踏まえながら専門的な視点から判断していくことになります。	11/15																																										
44	ケアマネジメント	運動型通所介護サービスは、はつらつ元気づくり教室事業と同様に3か月で終了か？	運動型通所介護サービスには、現行のはつらつ元気づくり教室事業のような利用回数の設定はありませんので、介護予防ケアマネジメントにおいて決定されたケアプランに位置付けられた期間の実施になります。	11/15																																										

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
45	ケアマネジメント	運動型通所介護サービスは、事業対象者も含めて担当者会議や計画書等が必要か。	運動型通所介護サービスは、介護予防ケアマネジメント類型における「ケアマネジメントA」（現行の予防給付と同様のケアマネジメント）と予定していることから、要支援者であるか事業対象者であるかに拘わらず、その実施にあたってはサービス担当者会議の開催等が必要となります。	11/15
46	ケアマネジメント	現在、介護予防通所介護を利用している方が、総合事業開始後の認定更新後も予防型通所介護を継続利用できるか？	平成29年4月以降、要支援者の場合、認定の更新時期までは介護予防通所介護を利用することができ、認定更新後も、介護予防ケアマネジメントにおいて、引き続き同様のサービス利用が適切であると判断された場合は、総合事業における予防型通所介護サービス（介護予防通所介護に相当するサービス）を利用できます。	11/15
47	基本チェックリスト	認定申請をしていない第1号被保険者に、今まで通り「基本チェックリスト」を郵送するのか？また、時期は、いつ頃を目途に郵送するのか？	現在のはつらつ元気づくり教室事業は、総合事業の運動型通所介護サービスへ移行することとしており、郵送による基本チェックリストの実施はいたしません。	11/15
48	基本チェックリスト	運動型通所介護サービス事業対象者の計画、要介護認定非該当者への基本チェックリストへの実施はすべて地域包括支援センターが行うのか？	利用するサービスの種類や期間等は、ケアマネジャー（地域包括支援センター）が行う介護予防ケアマネジメントにおいて決定されたケアプランに位置づけられた期間等になります。また、基本チェックリストについては、地域包括支援センターにおいて、原則、対象者本人が実施します。	12/9
49	その他	はつらつ元気づくり教室事業の1月以降の参加者の参加期間はどうか。予定日数を消化できていなくても、今年度末で終了となるか？中断となるか？	平成29年4月から総合事業を開始するため、はつらつ元気づくり教室事業は、29年3月末で終了となります。 例えば、29年2月開始で2ヶ月でも参加したいという対象者がいる場合は、本人の了承のもと、地域包括支援センターと協議の上参加は可能です。なお、運動評価については、中断者としての評価となります。	11/15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年1月13日版）

	項目	質問	回答	掲載日
50	その他	社会福祉法人における予算の関係ですが、介護保険と総合事業の分を明確に分ける必要があるか？厚労省によると、分けるのが困難な場合は、収入の部分に分けて、支出の部分は同じでもいいと書いてあったが、どうか？	社会福祉法人においては、社会福祉法人会計基準及びそれに関する各種通知に基づき、適切に処理を行ってください。	11/15
51	その他	審査支払について、事業所番号は新規取得になるのか？	みなし指定の有無に関わらず、既に通所介護（地域密着型通所介護も含む）や訪問介護を行っている事業所は、既存の事業所番号のままです。	12/9
52	その他	基本チェックリストによる事業対象者においても、国保連合会に支払いの手続きを行うのか？	介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所が行うサービスにかかった費用については、利用者から受ける一部負担などの他は、介護給付費と同様に、国保連合会からサービス事業所に支払いますので、請求手続きが必要です。	12/9
53	その他	はつらつ元気づくり教室事業から運動型通所介護サービスへ移行予定ですが、運動型通所介護サービスにおける利用者の見込量をどの程度と考えているのか？	「はつらつ元気づくり教室事業」を運動型通所介護サービス事業へ移行予定ですが、介護予防ケアマネジメントにおいて適切なサービスをケアプランに位置づけることから、現時点で利用者の見込量を見極めることは難しいと考えています。	12/9